

次代へのバトンタッチをサポートする 金融機関の多様な支援策

親族内承継を優先しつつ、増加する親族外承継のニーズにも対応

常に国内経済の中核を担ってきた中小企業。足もとでは経営者の高齢化が進み、後継者難にも直面しているため、経営の存続すら危ぶまれているところが少なくない。廃業となれば、その技術やノウハウは途絶え、地域経済の低迷にも直結しかねない。こうした背景のもと、多くの金融機関が事業承継支援に力を注いでいる。その際の基本戦略は、親族内承継を最優先させつつも、親族外承継の可能性も探ること。選択肢をできるだけ多く用意することが難局打開の力ぎを握る。

円滑な事業承継を支援 すべく専門チームを発足

「日々の仕事が忙しくて考えるゆとりがない」「そもそもだれに相談すればよいのかわからない」「何から手をつければよいのか不明」——りそな銀行信託ビジネス部の浦井英文グループリーダーは、事業承継対策に手をつけていない中小企業経営者

の理由を探ると、「おおよそこの三つに分かれる」と指摘する。

これまで国内経済の中核を担ってきた中小企業だが、経営者の多くが高齢化し、今後、5〜10年で存続か否かの判断を迫られるケースが増えるといわれている。中小企業はこれまでも、地域の雇用の受け皿や多様な技術・技能の担い手として重要な役割を果たしてきた。その活力を維持するためにも、円滑な事

業承継によって事業価値をしっかりと次代に引き継ぐことが求められる。

しかし現状は、国内企業の4割程度しか後継者が決まっておらず、70代の経営者でも、事業承継の準備をしていないケースが半数にのぼる。中小企業が事業承継対策に取り組む足取りは、依然として重い。そのため、円滑な事業承継につなげるための支援が、地域銀行をはじめ、金

融機関の役割として期待されている。

首都・東京に隣接する千葉県。この地域でも、オーナーの平均年齢が60歳を超え、高齢オーナーの3分の2程度が「後継者不在」といわれている。高齢化と後継者難に直面している状況は、全国レベルとなら変わりがない。

同県を拠点とする千葉興業銀行は、新たな中期経営計画がス



金融庁「検査局」廃止へ、 新たな検査手法の展望と課題

金融庁は8月31日、2018年度の機構・定員・予算要求を発表し、年明け以降報じられてきた組織再編の全貌を公表した。検査局を廃止し、その機能の大部分を監督局に統合するほか、現在の3局体制を「企画市場局」「総合政策局」「監督局」に整理・再編することが柱。金融検査マニュアルの廃止についても基本的な考え方が近く発表される。一連の金融行政改革は総仕上げの段階にきたが、金融検査などの実態面が理想とする姿にどこまで追いつけるのかが今後の焦点となる。

組織再編をついに発表

金融庁は現在の「総務企画局」「検査局」「監督局」の体制を、来年の7月1日付けで「企画市場局」「総合政策局」「監督局」に再編する方針を正式発表した。

新設する企画市場局には、総務企画局の企画部門に在籍している約190名を配置。総務企画局の官房部門の人員約230名は同じく新設する総合政策局に配置され、同局には検査局のマクロ・専門分野別チーム約270名が合流し、全体で500名強の大所帯となる。検査局の業態別チーム約190名のうち120名は監督局に移行し、監督局は総勢420名程度の体制となる予定。金融機関への立入検査は、監督局の業態別チームと総合政策局の専門分野別チームが共同で実施し、現在の検査局はオン

(検査)・オフ(監督)一体化の総仕上げとして廃止される。

今回の組織再編について、複数の金融庁幹部が「組織再編を先取りするかたちですらに検査・監督の手法が見直されている。金融庁が現在実施しているモニタリングに擦り合わせる後追いの作業が実施されるととらえるべき」と口をそろえる。目新しさがないためか、金融機関側からも組織再編について特段、否定的な声は聞こえてこない。

金融庁は今回の組織再編をふまえ、財務省に34人の増員(定員合理化減11人とあわせると23人の純増)を要求した。企画市場局にフィンテック室を設置することや総合政策局に主任統括検査官ポスト(4人)を新設することなどによるもので、2018年度の金融庁予算の概算要求総額は257億円(17年度比5・3%増)となった。

背景には

政権中枢との信頼関係

そもそも検査局と監督局の分離は、1990年代の大蔵省接待汚職事件をきっかけとする「オン・オフを別々の対等な組織で担うべき」という議論に端を発する。だが、検査・監督が組織的に分離していることで、「それぞれの局から金融機関に同じ資料の提出や説明を何度も求められる」(大手行幹部)など、金融機関の負担が増す場面がみられた。また、不良債権処理にメドがついた後も、資産査定を中心とする従来型の検査が続いたため、「金融機関の成長に資する検査になっていない」といった批判の声も聞かれるようになっていた。

90年代の大蔵省不祥事によって切り離された検査局と監督局の一体化は、金融庁発足の悲願ともいえるが、かねてより「検査・監督の局としての一体化は金融庁設置法の改正が必要のためハードルが高い」(金融庁幹部)との見方があった。だが、金融庁設置法には局を三つ以下とするのであれば法改正が必要ないと解釈できる条文もあり(24条2項)、政令改正での一体化にこぎつけた。

前述のように、今回の組織再編は先行しているモニタリングの実態に組織形態を擦り合わせる側面が強い。とはいえ、既存中央省庁で局レベルの大きな再編が起こるのは、橋本龍太郎内閣が取り組んだ行政改革

最終局面に差し掛かる 民法(相続関係)改正議論

遺産分割等と遺留分制度に関する見直しを行い、 2回目のパブリックコメントを開始

大和総研 金融調査部研究員 小林 章子



現在、法制審議会の民法(相続関係)部会は、中間試案後の追加試案に対するパブリックコメント(意見募集)を実施している(9月22日まで)。10月から部会での審議を再開し、2017年末または18年初めに要綱案がとりまとめられる見込みとなっている。改正の議論はいよいよ大詰めを迎えたといえよう。

配偶者の居住用不動産の相続 や預貯金の仮払いを手当て

相続法改正については、法制審議会の民法(相続関係)部会でとりまとめられた中間試案について、2016年7月に1回目のパブリックコメントが実施されていた。今回8月1日から開始している2回目のパブリックコメントは、中間試案後に追加された新たな方策等の一部(追加試案)に限定し、コメントを求めるものである。具体的には、遺産分割等と遺留分制度に関する見直しについてのコメントが求められている。

まず、遺産分割等に関する見直しに関しては、追加試案では、①配偶者保護のための方策、②仮払い制度等の創設・要件明確化、③一部分割、④相続開始後の共同相続人による財産処分が提案されている。

①配偶者保護のための方策と

しては、配偶者の法定相続分を引き上げる中間試案がパブリックコメントの反対を受けて撤回されたため、その代替案として「特別受益の持戻し免除の意思表示の推定」が提案されている。現行の民法では、被相続人から特別な利益(特別受益)を得た相続人がいる場合、相続人の間の公平のため、遺産分割の際に原則としていったん遺産に持ち戻して、それぞれの相続人の取り分を計算する必要がある(特別受益の持戻し)。

追加試案では、婚姻期間が20年以上の夫婦について、一方が他方の配偶者に居住用の家や土地(長期居住権を含む)を贈与した場合、遺産分割において、贈与された家や土地は、原則として遺産に持ち戻す必要がなくなる(計算の対象外になる)。配偶者はより多くの財産を最終的に取得でき、生活保障に資する。

これはあくまでも被相続人の意思表示を「推定」する規定であるため、例外的に被相続人の遺言などで免除しない意思表示が認められる場合には持ち戻す必要がある。つまり、配偶者に贈与された居住用の家や土地に限り、現行の民法での原則と例外を逆転させ、「原則として遺産分割の計算の対象外」とすることを提案している。

②仮払い制度等の創設・要件明確化とは、預貯金を遺産分割の対象とする(分割前の払戻しを認めない)最高裁の判断を受けて、葬儀費用や相続人の生活費などの需要に対処するため、例外的に遺産分割前の預貯金をかりに払い戻すための制度を提案するものである。家庭裁判所の手続(保全処分)を利用する案と、家庭裁判所の手続外での払戻しを認める案の2案が提案されている。後者の案は払戻しに上限額がある(相続開始時の